令和 5 年度 第 1 回北海道森林管理局保護林管理委員会 議事録

日時及び場所

令和 5(2023)年 11 月 21 日(火) 13:30~16:30

北海道森林管理局 大会議室(3階)

発言者	内 容
1. 開会	
阿地森林施業	ただいまから「令和5年度第1回北海道森林管理局保護林管理委員会」を開催させてい
調整官	ただきます。
	本日は、御多忙のところ御出席いただき誠にありがとうございます。
	本日司会を務めさせていただきます計画課の阿地と申します。宜しくお願いいたします。
	<資料確認>
	本日の出席者については、お手元の委員会資料の2枚目及び3枚目の出席者名簿及
	び座席表によりご確認いただきたいと思います。
	本日、菊池委員は所用により欠席、また、早尻委員は、今年度海外勤務のため欠席とな
	りますので、8名の出席となっております。
	それでは、議事次第に基づきまして、北海道森林管理局 吉村局長より御挨拶申し上げ
	ます。
2. 局長挨拶	
吉村局長	皆様、こんにちは。今年の10月に北海道森林管理局長に就任をいたしました、吉村でご
	ざいます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
	まず、委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、足をお運びくださいまして誠に
	ありがとうございます。また、日頃から国有林野の管理、とりわけ保護林の管理につきまし
	て、大変精力的にご助言、ご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。
	本日の保護管理委員会では、昨年度、新たに設定をいたしました、川湯硫黄山生物群
	集保護林の拡充案について、また十勝泥流跡地植生希少個体群保護林に係る治山事業
	についてご意見を頂戴したいと考えております。
	あわせて、知床森林生態系保護地域における携帯局設置について、情報提供させてい
	ただきます。
	大変限られた時間でございますが、本委員会の御議論を踏まえまして、保護林の適切な
	管理を通じた、国有林野の公益的機能の発揮に向けて、努力をしてまいりたいと考えており
	ます。どうぞ活発な議論を賜りますようにお願いを申し上げます。
	(なお、大変勝手ながら、本日私自身が 16 時 30 分に他の外せない業務がございますの
	で、もし仮に議論が長引いた場合には、その時点で退席をさせていただく失礼をお許しいた
	だければと存じます。)それでは本日はどうぞよろしくお願いいたします。
阿地森林施業	
調整官	よろしくお願いいたします。

3. 議事	
	湯硫黄山生物群集保護林の拡充について
吉田委員長	吉田です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。
	それでは、資料 1 川湯硫黄山生物群集保護林の拡充について、事務局より説明をお願
	いいたします。
阿地森林施業	<資料1説明>
調整官	
吉田委員長	只今の説明に、ご質問やご意見がありましたらお願いします。
	この件は昨年度も委員をされていた方には御記憶があると思いますが、昨年度、統合さ
	れた際に今回提案されている部分の拡充について意見があったものとして、今年度(ここの
	地区につきましては)2回目の議論ということになると思います。
渋谷委員	この地域を特徴づける植生としては、ハイマツ、イソツツジとアカエゾマツではないかと思
	います。
	今回新しく拡充しようと提案されている地域も、アカエゾマツ、イソツツジの群落が見られ
	るようですから、植生としては基本的に同じ地域なのかなと、いうふうに判断して良いと思います。
	ー部、シラカンバ林があったりして、過去に手が入った形跡があるようですけども、長い間
	を考えると、たぶんアカエゾマツ林に遷移していくのではないかなと思いますし、またここを
	拡充することによって、保護林のまとまりとして非常に良いですから、拡充ということで適切で
	はないかなと思います。
	1 点だけ、4279 林班は保全利用ということなのですが、すでに遊歩道か何かがあって、人
	が入るということを想定しての保全利用ということでよろしいですか?
阿地森林施業	はい。
調整官	ここの箇所につきましては、昔から地元の人が利用している道が存在していまして、その
	道を、令和3年度に環境省が管理するということで遊歩道として設定しております。
渋谷委員	理解しました。わかりました。
吉田委員長	他にご質問ご意見等ありませんか。
	昨年度、ここの拡充について発言をされた中田委員、何かありませんか。
中田委員	前回もお話ししましたが、この辺りは行ったことがあり、現地の署などで、特に積極的な
	施業が行われることがないのであれば、保護林にするデメリットがないし、(まぁ大したメリット
	がない気もしますが、)特に問題がないと思いますので、そのように申し上げたつもりでし
	た。
ᄺᄱᇎᆓᄮ	現地の署の方では特に問題がないという事でよろしいのですよね?
根釧西部森林	
管理署	公園であること、満喫プロジェクトである事、民地と接していることなどから、地域からの要望
梶岡署長	等があれば、計画等を通じて皆さんに御相談することがあると思いますけれども、現状では 問題なく拡充できるものと考えております。
吉田委員長	ありがとうございます。他に御意見、ご質問ありますでしょうか?
中村委員	ちょっと教えてください。
171女只	たほどの保全利用地区にした場合に、すでに遊歩道があるという事で、その遊歩道、ま
	た地域の満喫プロジェクトやインバウンドなども含めて利用を考えておられると思うのです
	が、何か保全利用地区として指定されたことによる制限がかかるとかいう事は、一切ないの
	ですか?
寺村課長	保護林の取扱要領に基づいて対応していくという形で考えておりまして、生物群集保護
	林につきましては、基本的に、自然観察教育については、必要に応じて認められるとなっ
	ておりますので、認められる範囲内で運用していきたいと考えているところです。
中村委員	という事は、特に厳しくなるという事ではない?

寺村課長	厳しくなるというのは・・・
中村委員	現状は保護林の枠に被っていないわけですよね?
	今回は保全利用地区として指定させるわけですよね?
	そうなると、遊歩道などの利用は変わるのですか?変わらないのですか?
寺村課長	整備などをする場合は制限がかかりますが、保護林であっても自然観察教育のために
	利用するという事は許容しておりますので、それの範囲の中で対応するという事になりま
	す。
	具体的には保護林を利用されたい方がいましたら、入林届を出していただきますので、
	入林届の内容で、保護林の取扱要領に認められている範囲かどうかを、各森林管理署で
	中身を見させていただくことになろうかとは思います。
中村委員	入林するための手続きは面倒になるのですね?
寺村課長	はい。いずれにしても入林届を出していただくことになるとは思います。
中村委員	この件に関して、地域とは話が済んでいるのですか?
阿地森林施業	弟子屈町には、拡充の提案を考えているということで、事前に確認をしまして了解はいた
調整官	だいております。
中村委員	はい。わかりました。
吉田委員長	今の件で確認をしたいのですが、遊歩道を歩くのにも、入林届が必要なのですか?
	他の委員もそのように思われたと想像しますが。
寺村課長	保護林に限らず、国有林で入林していただく場合は基本的に入林届を出していただ
	<
中田委員	すみません。いらないと思います。
	北海道森林管理局のホームページに入林届のページがありますけど、登山道や歩道な
	どの場合は必要ないと明記されておりますので、遊歩道は自由に歩けると思います。
吉田委員長	そういう理解でよろしいでしょうか?
寺村課長	すみません。失礼いたしました。
吉田委員長	遊歩道を外れて林に入る時にはいるのかなとは思いますけれども、地元の方も昨日まで
	自由には入れて、指定された途端に、いちいち届を出さなくてはいけなくなると、とても守れ
	るようには思いませんので。
	よろしいですか?
寺村課長	常識の範囲内で運用できるように、取扱要領をみましても、繰り返しになりますけれども、
	自然観察教育等については開放していることとなっておりますので、許容する範囲内では
	運用していまいりたいと考えております。
吉田委員長	他にご意見ご質問等ございますか。
	ないようでしたら、ここの保護林につきましては、拡充およびその地帯区分については、
	了承されたものとしたいと思います。ありがとうございました。
L	

(2)資料 2 十勝	岳泥流跡地植生希少個体群保護林における治山事業について
吉田委員長	資料2 十勝泥流跡地植生希少個体群保護林にかかる治山工事流木対策事業につ
	いて管理局より説明をお願いします。
阿地森林施業	<資料2説明>
調整官	これまで事前説明で、各委員の皆様に説明させていただきましたが、果たして、本当に
	保護林として今後管理していく必要があるのかなど、色々と意見をいただいているところで
	すので、今委員会において、この点につきましても議論していただければと思います。
吉田委員長	ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。
中村委員	横山委員、中田委員、渋谷委員、私で、阿地さんにメールで意見を言いました。それに
	対する回答を準備し、この委員会で説明するとメールを頂きましたけど、全く回答が出てき
	ていないのですが、どういうことなのですか。
吉田委員長	中村委員のご意見に対して、事務局の方で回答などありますか。
阿地森林施業	メールでいただいた意見につきまして回答いたします。
調整官	横山委員からのご意見です。
	「流木対策事業として十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林 253.32ha のうち約
	42ha において樹木の伐採又は本数調整伐を実施することになっていた」ことに関して、こ
	の全体計画の策定や改訂は保護林の保全管理とは無関係にできるとしている根拠やしく
	みがあるならば、それを知りたく思います。」
	また、「対策の大元になる、次の噴火現象がどのようなものになると考えられているのか、
	噴火口の位置や泥流の発生の仕方等に関する科学的予測についての資料を示してほし
	۷٬ _° ၂
	回答いたします。
	「本件については、保護林設定管理要領第4の2(4)ウ(イ)に定める「災害の復旧及び
	これらに係る予防措置」として必要に応じて行うことができることとなっています。
	という事でご理解いただければと思います。」
	中田委員からの一つ目のご意見です。
	「流木対策事業を実施する場合は、当該区域を保護林から除外(保護林設定解除)し
	て、治山にかかる事業を実施するべきだと考えます。」
	回答いたします。
	「十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林は、泥流跡地の二次植生の生育に必要な
	森林を保護することを目的としていますので、本数調整伐など森林の伐採が当初目的から
	大きく逸脱することは理解しております。
	このため、継続して保護林として管理すべきかどうか、保護林管理委員会での議論が必
	要と考えております。」
	二つ目です。
	「流心付近皆伐による裸地ないしは、草地化によるデメリットの検証が行われたかわから
	ない。
	立木がなくなると皆伐対象区域からの流木の心配はひとまずなくなりますが、土壌侵食
	や土壌流出による被害についてはどのような検討を行なわれたのでしょうか。」
	回答です。
	「流木対策後において土壌侵食などの問題が発生した場合は、適宜対策することとして
	おります。」
	三つ目です。
	「一度皆伐してもしばらく経つと天然更新してくると考えられますが、更新木について定期的に比伐な続けるのでしょうか。」
	期的に皆伐を続けるのでしょうか。」
	回答です。

「伐採箇所も含め治山施設については定期的に点検し状況把握することとしており、伐 採が必要と判断された時点で適宜対応することとしております。」

四つ目です。

「泥流緩衝帯で本数調整伐」を行うことは示されていますが、本数調整伐としてどのような伐採を行うかについて示されていません。基本的な方針で結構ですのでお教えください。」

回答です。

「本数調整伐については、治山技術基準(保安林整備編)に基づき実施することとし、 複数回の伐採を経て胸高直径 40cm 以上の目標林分に仕立てることとしています。」

中村委員からの一つ目のご意見です。

「次期泥流が起こったとして、現在の沢地形を流れるかどうかなどは、あの規模ではほとんど予測不能です。

次期噴火において噴火口がどこにできるかも不明な段階で、しかも融雪型泥流が再び起こるかどうかも分からない段階で(噴火と融雪時が重ならないと起きない)、過剰な対応はやめるべきです。」

回答です。

「十勝岳は30~40年周期で噴火していること及び大正泥流という過去に発生した災害から災害規模を検証していることをもって、想定内として対策する必要があると考えているところでございます。」

二つ目です。

「森林管理局は、定期的に流心と緩衝帯の部分をパワポに示された基準で管理するのでしょうか。きちんとした維持管理指針を示してください。」

回答です。

「伐採箇所も含め治山施設については定期的に点検し状況把握することとしており、伐 採が必要と判断された時点で適宜対応することと考えております。」

三つ目です。

「泥流攪乱後の森林の成立と遷移を知るうえで、学術的に大きな価値を持つ貴重な森林を、発生するかどうかもわからない泥流災害を予想して伐採することは、間違っていると思います。」

回答です。

「流木対策については、平成29年度の北九州豪雨災害を受けて、農林水産大臣の指示のもと「流木災害等に対する治山対策検討チーム」を設置し、流木対策が必要な箇所について実施することとしたところです。」

四つ目です。

「過剰な予防行為は、G7 合意、COP15(モントリオール)、今年決まった生物多様性国家戦略、次期国土強靭化計画、次期国土形成計画で謳われている「nature positive」に明らかに反するものであり、上記不確実性を考えると、現状の貴重な泥流後の再生林を伐採することは、その学術的価値も含めて大きな問題があり、一般公開した際に、大きな世論の批判を受けると考えられます。閣議決定レベルの国の方針とも相反するものです。」回答です。

「林野庁では、平成29年度に策定した「土石流・流木対策指針」に基づき流木対策を実施してきた中、政府においても令和3年度に「流域治水推進行動計画」をとりまとめ、森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木補足施設による流木の補足を、治山事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減することとなったところでございます。」

最後に渋谷委員からのご意見です。

「当該地域は泥流後、火山・気象・河川の観測態勢の整備、防災施設の設置、広報体制の整備、並びに避難体制・施設の整備などが十分に進められていると思われ、人的被害の防止に関しては相当な対策がなされ、さらにインフラ被害の防止についても対策が適切になされていると考えられます。」

回答です。

「大正泥流と同規模の噴火により泥流が発生した場合、白金温泉までの到達時間は 12 分程度と考えられ、宿泊客の存在も想定すれば、避難体制等の整備だけでは不十分と考えられます。

保護林外で流木補足工を設置する案では、高さ14m、幅100mの大きさが必要となりますが、流木対策が実施できない場合は、白金温泉内に流木を含んだ泥流が直接流れ込むこととなるので、2階建(高さ7m程度)の建物でも相当危険と考えらます。

更に、流木を含んだ泥流が下流域に流入した場合、流木が橋を塞いでしまうことで泥流が美瑛町市街地など周辺に流入することになることから、家屋の倒壊や浸水など甚大な被害が発生することが想定されます。」

委員の皆様から頂いたメールに関しての回答は以上となります。

中村委員

大事な意見がたくさん含まれていたと思います。

これ、公開の会議ですよね?

ここで、口頭で読み上げられて、我々に全部覚えてと言われても大変なことなので、このように大事なことは、森林管理局側の回答ということで、きちんと公開の資料とするべきではないのですか?私はそう思います。

今からそのことを議論していると時間がなくなってしまうので、その中でいくつか論点があって、例えば維持管理の問題とか、中田さんとかと同じ様な意見を書いていて、今の御説明では「適宜」対応するみたいな。どのように「適宜」対応するのか何も見えないですよね?

噴火は 30 年~40 年に 1 回と言いますけど、泥流は 30 年~40 年に 1 回起こるというわけではないですよ。

これまでも十勝岳噴火時には調査に行きました。それがあたかも、30 年~40 年に 1 回 融雪型泥流が起こるようなことを言うのもおかしな話です。私の質問にダイレクトに答えていないですよ。

噴火口が同じ所にできて、同じ流心を泥流が通るなんていう保証がどこにあるのですか。僕はないと思いますよ。不確実性が高過ぎると思います。

例えば、有珠山が噴火した時の 1977 年の噴火口と、2000 年の噴火口をご存じですか?まったく違う所ですよ?

森を管理し、森を保全しようとしてきた森林管理局が、なぜ、次の泥流があたかも同じ流心を通るということを過剰に想定してやるんでしょうか。

僕には理解ができません。

吉田委員長

中村委員からありました、噴火と泥流発生の根拠、なぜそのように判断したかということをもう少し、科学的な知見があれば、それに基づいた説明がなされればよいかなと思います。 そのようなものはありますか?

近藤部長

十勝岳の防災の関係ですが、基本的には、気象庁で作っている噴火予想、観測体制、 そういったものを基に、色々なものが作られているということでございます。

防災の関係で言いますと その噴火予想に基づいて、最大規模を、大正泥流と同規模のものに対応ということで、十勝岳の火山協議会での防災対策、避難体制を整備するところも、それに基づいて作られて、また地元美瑛町の防災対策、これも基本的に大正火口と62-Ⅱ火口のここから噴火するという想定のもとで、避難計画等が立てられてという形になっ

	Islank k
	ております。
	その中で、我々も同様にそのシナリオの中で、防災対策を立てていくという形にしている
	ところでございます。
中村委員	答えてないじゃないですか。
	どのように流心を決めているのですか。それが次回本当に同じ流心になるのですか?そ
	のエビデンスは何もないということですよ。
	防災計画として、大正泥流と同規模のものにするとか、だいたいこの通りに流れてくるで
	あろうという前提で行うのは結構だけども、だからと言ってその不確実性の中で流心だけを
	すべて皆伐するなんてことはやりすぎですよ。過剰な防衛だと思いますよ。
近藤部長	平成 26、27 年頃から 流木対策ということで 一定の科学的な調査、大正泥流の実態
	はどうだったのか、何が起こったのか、今後何が起こりうるのかというところは、有識者の意
	見を聞きながら、少し時間をかけて、計画を作ってきたところです。
中村委員	今おっしゃっているのは、土石流危険渓流だったら、渓畔林を全部切るという話ですよ。
中们安良 	□ するうしゃう Cv るのは、上 1 加 /
	渓畔林を保護するという指針を管理局で出していますよね?それとも矛盾しますよ。
	最初からそういう形で伐採する案しかないのか、もう少しよく考えて。
	先ほど下の方で流木止を作るような案が出ていましたよね?途端に値段が上がるんで
	すよ。2 基なのに83 億とか。流木伐採する方も2 基なのにそれは6 億とか値段が下がっ
	ている。なんでこんなことになるのかな?
近藤部長	下流になれば規模が大きくなるので・・。
中村委員	なんでこうなっちゃうのかな、林野庁で。
	緑を守って緑を維持するために庁としてあるのに、保護林を伐採して、訳も分からないメ
	ンテナンスを適宜やりますと言って、どんな基準でメンテナンスをやるのかさっぱりわからな
	V'o
	自然回復しますよ。
	ずっと伐採をやり続けるんですか?
	しかも泥流なんて 100 年に 1 回のレベルですよ、きっと。
	噴火は30~40年と言いましたけど、大正泥流以降、一度も融雪型泥流は起こってない
	ですから。
	しかも融雪時に噴火が起きない限り起きないんですよ。夏に噴火が起きたら起きないん
	ですよ。よ~く考えられた方が良いと思いますけどね。
NC ## ## F	すみません。色々言い過ぎました。
近藤部長	防災対策として、我々も何を最優先にやっていくかという中で、中村委員のおっしゃる通
	り自然の方を最優先する地区もあれば、防災を優先して取り組みを進めたいという地区も
	あり、ここの十勝岳に関しては、防災対策を、考えられる範囲で最大限のものを考え、地域
	住民の安心安全を実現していくということが、少し優先される地域だというところでございま
	j.
	おっしゃるとおり噴火は30~40年の周期で、実際に火山泥流や、融雪型泥流が起こっ
	たのが調査で分かっている範囲で7回から8回程度で、噴火の周期よりもはるかに少ない
	周期での火山泥流の発生ではありますが、想定される事態に備えていくと、過剰かどうか、
	我々としては、防災を優先した取り組みを行う地域として事業を進めていきたいというところ
	でございます。
吉田委員長	噴火あるいは泥流の発生根拠についての議論が主にあったと考えますけれども、今の
	議論を聞いて他の委員の方でご意見がございましたらお願いします。
中田委員	個人的には、全体的に非常にお金をかけて、よくわからないことをしているなとしか思え
日安良	はい計画だと思います。
	(図面の)青いところを全部伐採しても、10年後にはまた結構な量が生えてくると思うの
i .	(四曲ツ)目いとこのと王即以休ししも、10十夜にはよた桁傳は重か生んしくのと思りの

で、それを繰り返していかなくてはいけないということ。 本数調整伐の具体的な内容がよくわからないので何とも言えないのですが、DBH40cm 以下の木を全部切るというお話があったのですが、ここは 40cm 以下の木しかないようなと ころだと思いますので、全部伐採する感じになってしまうと思います。 これが良いのかどうかについては、この計画は自治体との話もできていると思いますの で、局でもよくお考えになられてこのような計画をされ、決定しているのであれば、僕は、変 な計画だなと思いますが、しょうがないと認めるしかないのかなと思います。 保護林での治山事業は行っていいことになっていますが、かなり大規模な改変で、その 範囲を大きく逸脱するものだと思いますので、この計画どおりに作業をなさるのであれば、 保護林から解除してやられるべきだという風に思います。 吉田委員長 ご意見ご質問等がありましたが、保護林の解除について、事務局の方で何か考えはあり ますか。 寺村課長 事前の説明で、複数の委員の方から、事業を実施した場合、1 ページ目にありますとお り学術の研究等に資することと遷移を見ていくというところの要件を満たさないのではない かというご意見を複数承っております。 また、過去の治山事業と異なりまして、立木の伐採を伴うこととなっていて、そこのところ の取り扱いにご質問いただいたところでございます。 目的とならない状況となった場合に、全部の解除または一部の解除をするということは、 選択肢としてあり得ると考えております。 事務局の考え方としては 今回の事業担当のところは要件を満たさなくなった一方、そ れ以外の保護林箇所については、現時点では解除する理由がありませんので、 全解除と いうものは考えておりません。あるとすれば一部解除となりうるのかなと、現時点では考えて おります。 吉田委員長 それでは先ほど手を挙げておられた横山委員、お願いいたします。 横山委員 今の答えは、17ページに保護林として継続して管理すると書いてありますが、計画課長 の言ってることと違いますよね。 資料と違うことを言わない方がいいと思いますよ。 すみません、そもそもの話の方に戻ります。 伐採後どうするかということよりも、伐採前の話で、私は阿地さんに、次の噴火の予測をさ れる形態が知りたいという質問を出したのですが、その資料は見当たらないというお返事で した。 2018年に関東でも草津白根山が噴火しました。その時に関わっていた大学も気象庁も 噴火予知連絡会でも全く予測していなかった所からの噴火で、自衛隊の方が噴石に当た って亡くなりましたけれども、噴火を予測するというのはとても難しいことなのだと思います。 そうすると、中村先生がおっしゃるような、極めて不確実で不確定な要素を考えなくては いけないことだと思うのです。だとすると、局は、保護林の植生を、私たちと同じく基本的に 護る、あるいは、学術的価値を護る立場のはずなので、護るというところに足場を置いて物 を考えるというところに行かなくてはいけないと思います。しかし、先ほど部長がおっしゃっ た、「不確定すぎる要素ではあるが、それに従順に対処しなくてはならない」みたいな言い 方というものは、とてもおかしいと思います。 ガバナンスについていくつか質問します。 1 つ目は、この防災計画は、もう決まっているわけですよね。 資料では案となっています けれども、そこに参加している局としては、これはやるという約束をして帰ってきているので はないかと思いますが、この管理委員会が、事実上、追認せざるを得ないという事態が、同 様の案件であればこれからも続くのかどうかを知りたいです。 先ほど、防災上必要だと阿地さんはおっしゃいましたが、だとすると、この保護林管理委

員会には、常に事後報告で、こうすることにしましたという報告が来るだけだとすると、今日

	のこの提案とは何なのかを知りたい。結論が決められているものを案として示して良いのか
	というのが2つ目です。
	そして、もう局としては決定しているということではあっても、防災計画内の保護林の皆
	伐、伐採などの案とされている部分については、この委員会で変えてもいいのかということ。
	今日のものが、もし提案ならば私は否決を提案したいと思いますが、そういうことをすること
	ができると考えていいのかが3つ目です。
	最後は、すべての防災に関して Eco-DRR という新しい考え方が進んでいる中で、こうい
	う防災計画の改訂の機会があるならば、この防災計画検討の際に、生態学の専門家やこ
	の保護林管理委員会の代表なりが、局の一員として、防災計画を検討する中に入ってい
	なくてはならなかったのではないかと思いますが、そうしなかった理由が何かあるのか知りた
	いというのが、4つ目です。以上です。
吉田委員長	ありがとうございます。横山委員から4つの質問がありましたけれども、これに対して事務
	局の方から回答できますでしょうか。
近藤部長	なかなか厳しいご指摘がたくさんありましたけれども、防災計画として完全に出来上がっ
	ているのかというところですが、基本構想は固まってきているというところで、次年度、詳細
	な計画を立てていくということになっております。その中でガラガラポン(全部覆す)みたいな
	ことはできないと考えておりますが、詳細な計画に反映できるものがあれば、反映させてい
	きたいと考えております。流心伐採の方法であったり、現地を確認しながら伐採に入ってい
	くと思いますので、その際に注意しておく事項、際をどこまで取るのかという話が、当然出て
	くると思いますので、そのような時の考え方などは、詳細計画に反映できるのではないかと
	思っております。
	ガバナンスという話で言われると、決まったことを諮っているのではないか、事後報告に
	なっているのではないかと言われますと、確かにそういう面があるのではないかと思います
	が、頂いたご意見を我々の次の計画にできる限り反映できるものは反映していきたいとは
	考えております。
	また、防災計画を作成する時に、火山の専門家や防災の専門家などの方からご意見を
	お伺いしたのですが、保護林であったので、生態系であるとか、幅広く学識者、有識者か
	ら、意見を聞かなかったというところは確かにありましたので、そういう配慮は必要だったの
	かなと思っております。
中村委員	否決できるかどうか、ということを答えてないです。
近藤部長	中身をガラガラポン(全部覆すこと)として、否決することはできないという風に考えており
	ます。
中村委員	意味がわからない。
	もう少し正確に、ガラガラポンとはなんの事ですか?
近藤部長	流心伐採をやめるとかです。そういったことは出来兼ねるということです。
中村委員	では何のために 議題にかけてるんですか。
近藤部長	こういう事業を行うにあたって、やり方であるとか、配慮事項なども伺いたいですし、今お
	っしゃってるような過剰な計画でやめるべきではないかというご意見も伺う場と考えておりま
	す。
	一方で、伺ったご意見の取り扱いについては、我々行政側で判断させていただきたいと
	いうことでございます。
中村委員	この委員会というのはそういう権限を持ってないのですか?
	あくまでも参考意見というアドバイザー的な立場なのですか。
近藤部長	基本的には、設置要領で意見を聞くというような位置づけになっておりますので・・・
中村委員	そういう立場なのですね。
	近藤さんの発言では、流心部分を切ることはもう決まっているという言い方ですよね。
近藤部長	事業の全体計画を作成する際に、保護林への影響との兼ね合いなどを勘案して、3案
l	

	作成したのですが、費用の話で、流心伐採をやっていきたいということになったわけでござ
	います。
中村委員	分かりづらい説明ですね。
1 1 4 5 页	僕の聞いている部分を普通に答えていただければ良いのですが。訳の分からない色々
	な事を付け加える・・。
	これ、絶対社会から批判を受けますよ。学会からも批判を受けますよ。私は国土強靭化
	推進会議の環境分野の委員ですけれども、こんなことが許されていいのか、国土強靭化で
	はなく、環境の破壊になると会議で発言します。
吉田委員長	少し戻しまして、横山委員からの質問が4つあったと思うのですが、それに対する回答
口田安良民	は一通りあったということでよろしいですか?
横山委員	全てよく分からないですね。
吉田委員長	そこの部分を乗り越えていかないとこの先の議論ができないと思いますので、3 方の委員
口田安貝氏	から意見が出されましたけども、横山委員から補足といいますか、要点が分からないなどあ
	りましたら発言されますか?
横山委員	今日、配られた案と書いてある部分は、局から委員会に提案をしているということで、この
(提案されたことについて私たちが議論して、もう一度作り直して欲しいとお願いすることもで
	きるものだから、(案)と書いてあるのではないかと私は思っていました。
	流心伐採を止めることができないっていう、近藤部長のコメントとどちらが正しいのかを知
	りたいと言ってるだけです。
	ですので、資料が正しいのであれば、資料通りに提案していただき、この提案を私たち
	が了承するかどうかを諮っていただければよくて、もし伐採を止めることはできない方が正し
	いのであれば、私たちがどこまで関わる権利があるか、を明確にした資料に作り直していた
	だきたいと思います。
	なぜそう思うかというと、中村先生のおっしゃるとおり、保護林になってるところの取り扱い
	方の全国標準になったり、きわめて悪しき前例になる可能性を感じるからです。
	ここの現場の、この話の、この一回だけで終わりになるのであれば、もう少し簡単な話だと
	思うのですが、保護林だとしても、ここでこういうことができるということになり、どこかの自治
	体が、自分のところの上流域の保護林でも、災害の恐れがあるから何かしてほしいと言わ
	れると、7つの局が全てその意見に対して、従順に安全のためならば局の独自の判断で伐
	れます、皆伐もできますということになってしまうのではないかというところが、私は非常に恐
	ろしいと思っています。
	安心とか安全とかは突き詰めようと思うと、私たち一般人からはどんどん大きなリクエスト
	が来る。それに対して、守らなくてはいけない方は、どうしても防戦一本やりになっていく。
	そうではない状況を今作ろうというのが Eco-DRR みたいな考え方で、そう考えていくと、今
	日の意見や委員から出た質問をきちんと Q&A で資料化することはしなくてはならないです
	し、この委員会が、この案件を安易にイエスとかノーとか言ってしまうと、全国的に困る状況
	が生じると思っていますので、私はそこに拘らせていただきたいと思います。
	さらに質問ですが、全国の保護林に影響を及ぼす可能性があるということに対して、近
	藤部長はどう考えますか?
中村委員	ごめんなさい。保護林だけじゃなくて保安林もあると思うのです。
	例えば知床で土石流災害を防ぐために治山ダムがあります。今、森林管理局の工藤さ
	んと一緒に、それを生物多様性保全のために改良しているわけです。そこには谷があるの
	ですが、その周りの渓畔林を切るんですか?そんなこと出来るわけないじゃないですか。
	今、保護林というふうに言われたので、保安林も含めてそういうことを、今後全国に広げ
	ていくかどうかも、教えてください。
近藤部長	今のお話は、どこに軸足を置くかというのが一つあるのかと思っています。
	知床であれば、世界遺産区域に入っていますので、当然必要な防災対策を行うのです

けれども、軸足はやはり遺産地域の保護管理というものが優先されるのかと考えておりま す。 一方で、十勝岳については、そういったところとは少し扱いが違うのと、防災の方に少し 軸足があるところが違いになってくるのかなと考えています。 この案件が一つのスタンダードになるのではというお話ですが、他局でどう捉えられるか は分からない部分がありますけれども、ひとつの事例になりえるとは考えております。その中 で、非常に特殊な火山防災を想定して進めていく地域だという位置づけにあるというところ を強調しつつ、取り組みを進めていかないといけないのかなと。普遍的な取り扱いではなく て、活火山の区域であるという特殊な状況下にあるというところを、すごく強調していかない といけないのかなと考えてはおります。 防災だけの話じゃなくて、知床でいえば、利用圧に対してどう対応していくのか、際限な く要求が出てくるという話もありましたけれども、防災面でそういう面はあるのかなと言う風に は思います。防災でそういう話が出てくるのは、やはり不安というのが一番バックボーンにあ って、これやってくれ、あれやってくれ、こんな心配もあるんだよ。というのが出てくると思って おります。 一方で、守っていかないといけないところでの利用圧に対する対策ですね。やはり利用 したい人からすると、使わせて欲しい、開発させてほしい、整備したいというのが出てくるか と思っております。 そういう中で無尽蔵に「はいはい」と対応するわけではなくて、やはり一定の歯止めを持 ちながら対応して行くという必要があると考えております。 吉田委員長 はい、今の回答のような御意見を受けまして、何か御意見ありますか? 中田委員 この案件は、最初は小委員会案件として話がきたものです。 わたくし、小委員会の委員をさせていただいてます。 誰が見ても、何 ha でしたか?皆伐する所が 10ha ぐらいでしたか? 阿地森林施業 18ha 程度です。 調整官 中田委員 そういう大規模な改変にあたるので、本委員会の方にかけてくださいとお願いさせていた だいたところもあるのです。 この事業内容を見ますと、流心伐採のところだけじゃなくて、本数調整伐をするところも 含めてトータルで 44ha 程度のすごい大規模な改変なので、明らかに保護林としては普通 はやらない、やってはいけない改変だと思います。否決できるのかという話がありましたけ ど、もっと最初の方から保護林委員会に諮っていただけると、色々変更できる余地もあった かと思います。 今後、このような案件に関しましては、予め相談していただけるようにならないといけない のかなと思います。 先ほど横山さんが、全国の悪い例になると困るという話をされてましたけれど、ちゃんと明 確に局の方で申し出いただいた方が良いのかなと思いました。 他にご意見がありましたら、よろしくお願いします。 吉田委員長 渋谷委員 事前説明を受けた時に、この案は否決できるのですか?否定できるのですか?とはっき り聞きましたが、それはできない、ということでしたので、その時点でやはり手続き上の問題 があるのかと思いました。 今、中田委員もおっしゃったように、保護林としては非常に強い変更を伴う取り扱いであ って、そのようなケースの場合は、この管理委員会で、アドバイザーなのかもしれないです けど、事前に検討するべくもってくる仕組みを作って整備していただければと思います。 一般の治山事業でも、本数調整伐というのは多分最大でも材積 35%までとあって、ここ は皆伐を伴う事業で、非常に強い変更です。これは通常の治山事業の事業範囲を超えて いると考えられるので、保護林委員会とこの事業の計画の立て方の関係を、今後整備して

いただければなと思います。

あと、案はもう変更できないとのことなので、私も今回のこの話は非常に残念と思っております。中村委員、横山委員もおっしゃってますけど、管理局は、森林、特に保護林は保護するというように設定されているものですから、そこを自ら否定するような事業案がポンと出てくること自体が非常に残念だなと思っています。

今日のご説明に関しても、絵が書かれているだけで、皆伐部分はどういう群落なのか、 先ほど、ヤマハンノキとシラカンバという言葉がありましたけど、どれぐらいの本数があるの か、どれぐらいの大きさのものがあるのか、伐採対象になっている中でも、林相が結構違っ ていて、一部でもいいから残しておいた方がいいような場所があるのではないのかなと思い ます。全部伐る必要もないと思いますが、そういうデータが全く出てこなかったですし、この 緩衝帯、いわゆる本数調整伐をかけるような場所に関しても、絵だけがあって、どういう森 林になってるのか、ほとんど分かるものがないので、その辺の提案の仕方、話のもっていき 方は整備していただきたいと思います。

この絵を見た時に、私はこういうことやってもあまり効果が期待できないですよって話をしました。やはりデータを見ないと具体的な議論ができない場合が多いですので、現状がちゃんとわかるような、せめて写真ですね。写真ででも対応して、説明をお願いしたいと思います。これでは、具体的な議論が出来ません。

あと、13 ページですが、おっしゃってることがよくわからなくて、20cm 以上流木にならなかったといっていて、下の方で 10cm 以上でも残ってるものがあるというデータで、ちょっと混乱してしまいます。丁寧な説明をしていただいた方がいいかと思います。

ここは結構重要な方針を決めるところだと思いますので、数値の扱いも丁寧にしていただいて、わかりやすい説明を心がけていただければと思います。

この提案に関しては、個人的には中村委員と一緒で、明らかに過剰な対応だと思いますし、皆伐対象になってるところでも一部でもいいから残せるような場所が設定できないのかなと思います。

1926年ですから、もうすぐ百年です。完全に破壊されたところの回復した百年の森林履歴が残ってるところは、ほぼないですし、これから遷移が進んでいくような段階で、貴重な存在なので、非常に残念だなと思います。

大きく言うと、こういうケースでの管理委員会に話を出すタイミングの仕組みを整備していただいて、事前に議論ができるような仕組みを作っていただきたいということ。

出来るだけ数字がわかるようなデータを使って説明をしていだきたいというふうに思います。あと、完全に皆伐するという、そこが、いわゆる完全に壊れて再生した林だと思うのですが、その対象のところで一部でも残すということができないのでしょうか。

吉田委員長

渋谷委員から、3点のご意見、あるいはご質問がありましたけれども、それにつきまして 事務局の方で何か回答なり、考え等ありますでしょうか?

近藤部長

説明のタイミングであるとか、資料の作り方など、ガバナンスの話に通じる部分ございますので、その辺については、我々も、なるべく早い段階で情報提供なり、ご意見を伺うという形にしていきたいなと思っております。

今回のこの計画は、令和 4 年度に新しく作られたというわけではなくて、従前からある全体計画の見直しを繰り返しつつ、その見直しの中で今回、流心部分の伐採という話が出てきたところでございます。

構想の段階でお話できたとすれば、平成26年、27年ごろに、立木の処理をどうするかという議論がございましたので、その中でお伺いする場面もあったかと思っております。

過去には今回の流心部分で伐採と言ってる部分が、既設の施設が入っている部分が大部分を占めておりますので、あまり立木がないというような前提で流木の想定をしてましたので、そのような部分も状況が変わってきたというのもあり、その中での見直しということでございました。

	ガバナンフの如八については、北美でも2如八は北美しているといいことととに用っても
	ガバナンスの部分については、改善できる部分は改善していきたいというふうに思っております。
吉田委員長	これまでの議論を踏まえまして、特に今日まだご発言のない方で、何かご意見やご質問
口田安良民	などございますか?
	この間、ご説明していただいた時に、私が感じていたのはもう少しシンプルなもので、そも
	そもこの事業が根拠となっている災害の発生の確率というのが非常に高くて、どうしても行
	わなければいけないというような印象がありましたので、であるならば、ある程度の改変も仕
	方がないのですけれども、そうなった場合には保護林とは言えないのではないかというよう
	なイメージでした。
	そして、その根拠となる所が曖昧なのであれば、計画自体変更すべきだという二択ほど
	持ってはいたのですけれども、今日の話をいただきまして、その最初のガバナンスのところ
	から、情報の提示といいますか、災害の方の研究者の方々などの意見やデータというところ
	を示していただかないと、今日の議論につながってこなかったのではないか、具体的な話
	にはならなかったというような印象を持ちました。皆様が言われるように、初めから議論して
	いただいて、計画自体と言いますか、案となっておりますので、この案をどうするかっていう
	ところの議論を我々がこう参加できるところをしっかり形づけていただけたら良かったのでは
	ないかな、という印象を今日は持ちました。
工藤委員	最初説明を受けた時、基本的にはその事業をやめられない、治山と砂防の連携事業で
	あるというところで、片方が止めるってわけにはいかないというような話も聞いておりました
	が、これから事業するのであれば、やはり保安林、保護林ということで、この事業はしてはい
	けないんじゃないか、外すべきじゃないか、という話をしております。
	森林法も関わるし、自然公園法、また保護林管理規定もそうなのでしょうけど、全部運用
	で逃げてしまおうというようなところが感じられるので、そうではなくて、今までの中村委員や
	横山委員のように、話がわからないような回答するのではなくて、明確に対応していただき
	たいなというようなところが言わせてほしいところです。
	あと、やろうとしている方法、事業をやらなくてはいけないんだというところを強く言われて
	いたので、仕方ないなと思ったところもあるのですが、全て皆伐したところで、果たして効果
	があるのだろうかというのは、やはり聞いていて疑問に思うところです。
	今後、管理委員会のあり方を考えながら、森林管理局として、色々と提案していただくと
	いうことをしていただかないと、集まった意味がないというような感じがいたしました。
玉田委員	正直、治山のことは全くわからないので、無責任なこと言うべきじゃないだろうと思って黙
	っていました。
	ずっと説明を聞いてると、保護林云々の前に、十勝岳治山事業全体計画調査報告書、
	これが令和4年と書いてありますが、別の資料では平成24年からもあったようなので、治
	山事業の全体計画が一方であって、そちらはそちらで専門家を入れてきちんと考えた上
	で、それを事業として落とし込んだ場合は、こうなるのかなという説明でした。
	ただ、11ページ、12ページに具体的な流木対策の3つの案が載っていて、6億、63億
	83 億と書いています。少なくとも第Ⅲ案では、保護林に手をつけることなく、柵を1個しか 作さないが、エエエスはしたス性なので、しないよのな作さなくてないはないのでする。 ずれる
	作らないが、下で受けとめる物なので、大きいものを作らなくてはいけないのだろう。だから
	予算がかかる。なんとなく察しはつきますが、それが本当に83億が妥当なのかはよくわかり
	ませんし、I 案の 6 億で済むというのは、上の方で受け止めれば、その分、流木も少なくて ※ ***********************************
	済むから大きい物を作らなくていいんだろうという、素人考えしかできないのですけど、それなら流大神界工の下まで木光に木を切る必要があるのかという問題も感じました。
	なら流木補足工の下まで本当に木を切る必要があるのかという問題も感じました。
	ただ、この6億が妥当なのか63億が妥当なのか83億が妥当なのかも、この資料だけでは何ま言うないという感じです。小なくとも第四安はお会がかかるはど、保護林に関係ない。
	は何も言えないという感じです。少なくとも第Ⅲ案はお金がかかるけど、保護林に関係ない から、保護林秀昌合にかけなくても工事ができるものなのかなと思いながら思いてました
	から、保護林委員会にかけなくても工事ができるものなのかなと思いながら聞いてました。
	中村委員の言ったように、有珠山噴火を見れば、昔の噴火と今の噴火口が違うことは、

	確かにそうなのですが、ここの事例が百年前とか30年前の事例と、どの程度の確実性があるのか。地質の問題とかを聞かなくてはわからないし、私は地質や防災の専門家ではないので、説明を聞いても的確な判断はできません。冬場の噴火でなければあの泥流は起こらないというのは確かにそうですが、冬に噴火が起きて、泥流が発生する可能性もあると思います。リスクを確率で考えていかなくてはいけないし、その確率の中でこの防災計画ができているはずだと思います。そういうことと、この前段の、十勝岳治山事業全体計画報告書も拝見していないですし、それとの整合性の中でどのように、この事業を落とし込んだのかというのがわかりませんでした。ですが、私は地質や防災の専門家ではないので、説明を聞いても、どうしたら良いか、ということは私の方からは言えません。
吉田委員長	今、一通り委員からご意見ご質問があったわけですけども、私からもお聞きしたいことが
	あります。 まず、特に中村委員が言われてましたけれども、この保護林管理委員会の位置付けといいますか、どういう立場で作られた委員会で、もう少し言えば、どういうことに対してどれぐらい意見を言える、そういった権限といったようなものがあるのか、皆さんの意見を聞いていて思いました。 それを踏まえた上で、今回のこの計画は、保護林に関しては完全に無しにできるということは無いというふうに聞いていて理解はしましたけれども、そうでしたら、詳細設定という言葉が出ていたと思いますが、どこまでは変えられなくて、どこからだったら変えれるのかということがはっきりしないと、今日の議論はこれ以上深まらない、進まないんじゃないかなという気がしております。 その二つについて、事務局の方から答えれるようでしたら、お答えいただきたいのですが。 保護林委員会の位置づけ、権限、それと今回のこの計画、どこまでだったら変えることが
	困難で、どこまでだったら変えられるのか。
寺村課長	保護林管理委員会につきましては、保護林設置管理要領、7ページ目のところで位置づけを書いております。 第6の設置及び検討事項を、そのまま読み上げます。 森林管理局長は、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行うため、保護林管理委員会を設置し、意見を求めるものとする。 このようになっており、ここでは議決等については書いていないところでございますので、森林管理局が設置した保護林に関して、管理、モニタリングする場合の事項についてのご意見を伺うという諮問機関の位置づけであると理解しているところでございます。
吉田委員長	1 つ目については、諮問機関であるということで、ここに書いてあるとおりだと、他の委員 も多分理解できたかと思います。
近藤部長	どの程度(計画を)変更できるのか、というご意見を伺いした中で、さきほども申し上げた通り、流心伐採は全くやりませんということにはならないと思っておりますけれども、ここに絵面で書いてあるのは、あくまでもデータに基づいて作成した絵でございますので、現地を精査する中で、この面積が少し小さくなるというようなことも含めて、詳細設計の段階で検討できると考えております。
吉田委員長	流心伐採のところについての話だと思いますけれども、今の答えは、その範囲、面積を、 多少は小さくすることが出来るという、そういう意味ですか?
近藤部長	そうですね。 先ほど渋谷先生から、こういうところを残した方が良いのではないかいうところが出てくる のではないか、という話がありましたけれども、現地を精査する中で、ここまでは必要ないだ ろうというものがあれば、詳細設計に反映させて、流心伐採の面積を少し小さくするという

	検討もできるかと思っております。
吉田委員長	その詳細設計に保護林管理委員会の意見を反映できる、時間的な期限というのはいつ
	ですか?
近藤部長	来年度、当初の事業発注になると思いますので、そういう意味では年度内、3月中旬ぐ
	らいまでだと思います。
吉田委員長	委員の方にお話ししたいのですけども、今聞きましたように、この保護林管理委員会の
	位置づけは諮問機関であるということ。
	この計画で、もう変えれない部分と変えれる部分について多少分かったと思いますが、
	それを踏まえまして何かあればお願いします。
中村委員	根拠がよくわからないです。
	流心と言っているところを、どういう形で流心と言われているのか。そこからなぜ緩衝林に
	なると急に変わるのかもよくわからないので、年度内にそういったデータを全部見て、またこ
	の会議を開催するということは無理だと思うんですよね。
	それで、諮問機関であるならば、この本委員会として答申を出したらどうでしょう?委員
	長。我々から森林管理局に対して。
	私、北海道環境審議会の会長をやってるんですけど、例えば、知事から諮問を受けて、
	環境審議会の答申として知事に返すということですから、今の話なら、局長から我々に諮
	間機関として与えられているので、我々の方で文章を考えて、それを答申として公開の席
	で返すというのが、一番フェアなんじゃないかなと思いました。
吉田委員長	そういう形での意見の表明ということは、あり得ますか?
	私、5年目になりますが、今までそういった事例が1回もなかったもので。
	確かに諮問機関というのであれば、そういう形もあるのかなと思います。
	ただ、その場合、その意見は管理局の方で受け取って意見は承りました、しかしこの計
	画は管理局の方で考えた案で行きます、ということもあり得るわけですから。
中村委員	完全に近藤さんの言い方だとそうなってるんじゃないですかね。
	僕は完全に近藤さんとの信頼関係を失ったので、もうそういう形で対応して行くしかない
	ですよね。だって相手は何も妥協しようという考えはないんですから。
	完全にそう思います。
吉田委員長	だから、我々の方で文章を作らないとダメだと思います。 もし、答申を委員会として出した場合、その取り扱いはどうなりますか?
百四安貝女	もし、各甲を委員云として出した場合、ての取り扱いはとりよりよりか? 私が今言っているような形ですか?
	そこに何が書かれるか、正確にはがわかりませんが、今日の議論を聞いていますと、大
	本想像はできる部分もあるかと思いますが。
中村委員	公開が一番重要だと私は思っていて、その公開された答申に対して森林管理局が何を
THER	決定したかというのはすべて残りますよね。
	メディアも当然それを受けますよね。
	そこの事実関係をきちんとしておかないといけないと思うので、公開でそれをやるというの
	が大事だと思います。
	各委員の皆様方には本当に我々にとっては大変厳しい御指摘を多々いただきましたこ
	と、お礼を申し上げます。
	いただいた御指摘につきましては、真摯に受けとめさせていただきたいと思っておりま
	す。
	この保護管理委員会が御意見をいただく場であるということ自体は間違いないところでご
	ざいますが、その答申という形でなにか出していただけるかどうか、そのテクニカルなところ
	は検討させていただければと思います。
	ただ、いずれにいたしましても、この委員会自体が公開の場で行われているということで
	ございますので、委員の皆様からいただいた御意見に対して、我々が何を行おうがその説

	明責任は森林管理局に生じるというふうにご理解頂ければと思います。
	今回の十勝岳につきましては、基本的にはこの防災対策を重視して流心伐採を進めて
	いきたいという風に考えておりますが、部長も申し上げた通り、その詳細は、本日の御議論
	を参考にしながら、また、極力皆様方のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えており
	ます。
	また、過去を振り返り、一連の手続きについて、より丁寧に進めるべきではなかったのか
	と思われる面もございましたので、今後、このような案件が生じる場合には、極力早い段階
	で御意見を伺い、それに対して検討させて頂けるような仕組みを考えていきたいと思いま
	す。
	/ ° また、本日の会議の運営にあたりまして、事前にいただいていた御意見をきちんと会議
	資料に反映する、或いは、何故このような選択をするに至ったのかという事を、より科学的
	にご説明できるような資料を準備するなりの、丁寧な運営を心掛けさせていただきたいと思
+m * P E	Visto
吉田委員長	答申書につきましては、そういう形式が取れるのか、取れないのかということにつきまして
	は検討が必要だということでしたので、早急に検討していただければと思います。
玉田委員	この委員会要領を見ても諮問答申という言葉がないので、答申という考え方は一つの考
	え方ではありますが、この方法が妥当かどうかはわかりません。ただ、ここの議事は、委員会
	と事務局側で意見が対立していると思いますから、議事録はちゃんと残して、公開するべき
	だと思います。
	最低限のところは守ってください。お願いします。
吉田委員長	議事録については概要版が公開されていますけれども、詳細版は委員と関係者限りに
	なっているかと思います。
渋谷委員	先ほどの、この委員会はどういう委員会であるかというのは、充分理解しました。
	先ほど言った事の繰り返しになりますが、いつの時点で聞くかによって意見というのは全
	然変わってきますので、適切なタイミングで情報をいただけるような整備を、ぜひ考えてい
	ただければと思います。
	あともう1つ、吉田委員長がちょっとおっしゃっていたのですが、例えば、本数調整伐だ
	けではないんですけど、本数調整伐は適切なのかどうかというあたりは、私個人として、ある
	程度意見を述べることができるかもしれないと思っているのですが、ただデータがないと見
	当もつきません。
	ここで質問なんですが、現時点で、林分調査が入っているのかどうか、それから、そのデ
	ータがあるのなら、我々が見ることができるのかどうかということについて、教えていただきた
	いと思います。
吉田委員長	最後の質問につきまして、回答できますでしょうか?
近藤部長	本数調整伐の対象箇所での林分調査は、これから取っていくという形になります。
渋谷委員	では、皆伐部分はどうなのですか?同じですか?
近藤部長	皆伐部分もこれから現地を見ていくという形になっています。
渋谷委員	私の業務ではないと思うんですけど、データがある、あるいは、少し現地を見させていた
1次年女具	だくという機会があれば、私個人としての意見なり、方針というのは、お伝えすることができる
	と思います。
	ただ来年度当初には、ある程度計画が立っていなくてはいけないということなので、これ
	から調査に入るといことになると、時間的にだいぶ厳しいと思うのですが、もしそういう機会
1	があれば私は対応できると思いますので、お含みいただければというふうに思います。
吉田委員長	御意見ありがとうございます。他にありますか?
	特に、答申という話も出ていますけれども。
横山委員	余計なことかもしれないですけど、時間が無いという話ではありましたけれど、40ha を超
	える保護林に手をつけるということだとすると、本当に保護林なのに、触っていいのか、そん

	なに触らなきゃいけないのか?ということになるので、その内容というのを掴まないうちになく
	すことを前提にしてしまうというこの構造が、私には全然理解できないです。
	失わせようと思っているものの全体像を明確にするということを、なぜ最初にやることがで
	きないか。局の計画保全部は保護林を守る立場でものを考えなくてはならない部署と思う
	のですが、ここで失わせることになる植生の持つ価値の的確な評価や、現在の植生の現況
	を調べた上で、防災側から出されてきた要望と比較衡量するなどをした形跡がなく、資料も
	ないということは余りにおかしい。
	詳細設計はもっと後に回して、失われるものの全体像はどういうものなのか、それを防災
	のために譲り渡してしまうということの妥当性の厳密な検討を私はしなくてはいけないと思い
	ます。それをする前に、防災の方を 100%OK するみたいな立場は、局としてはとってはなら
	ないと思います。
	この案件は、保護林制度そのものの信頼性を瓦解させるようなインパクトがあると私は感
	じるので、局の責任として、失われるであろう物の全体像を明確にしてそれをこの委員会に
	諮り、その後に、その詳細設計なら詳細設計に移るなど、とにかくあいまいには終わらせる
	ことはできないと思います。
	百年も見続けてきた、見守り続けてきた保護林の植生の持っている価値、学術的価値
	だけでなく社会的価値も含めて、きちんとまとめなくてはならないと感じます。以上です。
吉田委員長	今、割と筋道だったご意見をいただいたと思うのですが、時間的にどうなのかなというの
口川安貝区	は、私にもよくわからないところがありますけれども、来年度の初めに、その事業の設計をコ
	ンサルとかに出すと思うのですが、そこのスケジュールがどうしても変えられないということに
	なりますと、5か月ぐらいしかないと思います。
	その中で、横山委員や他の委員が言われましたような、根拠あるいは全体像の明確化、
	詳細な明確化をして、さらに委員会に諮ることができるという、タイムスケジュール的なもの
1C # 40 E	があるのかないのかということを、教えていただきたいです。
近藤部長	詳細設計の発注自体は、年度当初に行いたいと思っていますけれど、途中で反映でき
	るというと、言い方が曖昧ですが、発注時点で骨格の部分を決めて発注をしますので、そ
	の部分は発注後に変更するのは難しいかと思っております。
	いわゆる先ほど申し上げたような現地を詳細に見た中で、皆伐区域の変更をするといっ
	たものは可能かと思っておりますので、年度当初に決まっていないと困る部分と、ある程度
	時間に余裕がある部分とがあると思っております。
	来年度発注して、納期が年度末になると思いますので、その間に発注者と受注者の間
	でのやり取りが当然出てきますので、その中である程度いろんな意見を反映できる部分は
	あるかと思います。
	年度当初に決まっていないと出来ない部分と、流心部分の面積、区域の扱いなどを詳
	細な調査をやる中で、調査設計に反映させていくということは可能だと考えております。
吉田委員長	発注側のスケジュール感が少し分かったのですが、それ以前に、色々な委員会からの
	意見がありました、科学的な根拠なり、手をつけようとしているところに、どういう施業をする
	のかという全体像の明確化といったようなものを、示していただけるんですか?
近藤部長	今回の保護林委員会の資料に、バックデータになるものがあるのと、ないのとがございま
	すけれども、お示しできる部分もありますので、そういったものは整理できると考えておりま
	す。
吉田委員長	仮に、もう少し詳細なデータの内容があるということでしたら、それを見て、再度、保護林
	管理委員会としての、意見なりを出すというスケジュールは可能ですか?
	今日の時点だと、とてもこれ以上話が進むとは思いませんので、なんらかの結論を出す
	には至らないかという気がしますけれども。
近藤部長	年度内にもう一度保護林管理委員会を開催することになりますので、それまでにお示し
i e	できるものを整理させていただきたいと思います。

吉田委員長	年度内ですと、いつも3月位です。
	そこで初めていろんなデータが出てきて、さらにそれに意見があった場合、対応する時
	間がないということになるんじゃないかと思うのですが。
	参集の委員会は無理ということだとしても、そのデータをメールなどでできるだけ早く送っ
	て意見を聞くという体制に持っていかないと、3月にこのような状態になった場合、保護林
	管理委員会としては、答申じゃないですけど、意見としましては、その提案どおりやめるわ
	けにいかないなっていう、そういうことになる可能性もあるのかなと感じております。
近藤部長	全体計画の調査報告書がございますので、そういったものはお配りできると思っていま
	す。
吉田委員長	全体計画の報告書というのは、私もネットで探したんですけれども、令和 4 年度に変更
	した際の計画書というものはネット上で見つけられなくて。それで昨年度の報告書というの
	はいただきました、昨年の一単年度の。先ほど示された三つの案で検討されたという、そう
	いう報告書というのはいただいて一通りは見ましたけど、それの元になってます計画書とい
	うのが見当たらなくて、公開されてないんですかね?
	ですから、それを見ないとそこに関しての詳細な林分データとかが載ってるのかということ
	が今は判断できませんので、それが多くの委員が求めている資料かどうかということも判断
	がつきかねますので、そういったことも含めまして、まず手元にあるデータで委員に見せても
	差し支えないものを全て見ていただくようなことをしていただかないと、議論がこれ以上進ま
	ないのかなと考えております。
吉村局長	お出しできるデータは準備出来次第、皆様に提供させていただくことにさせてください。
吉田委員長	わかりました。
	私ばかり話をして申し訳ないですけども、そういった方向で、今日は何かを決めるというこ
	とはこの状況では無理だと思いますので、出してもらえるデータを全て出していただいて、
	それでも意見が変わらない部分もあるかもしれませんけれども、保護林管理委員会として、
	出来る限りの範囲かもしれないのですけど、その意見を反映してもらうという方向で。
	来年3月上旬ですか?第2回目は。
	そこでなんらかの方針が出せるのであれば、出すということでいかがでしょうか?
	もっとより良いやり方の提案がありましたらお願いしたいと思います。
中村委員	ひとまず今回については、議事録は当然作られるし、阿地さんが冒頭で読み上げた内
	容について、事実関係として残したいので、資料としてきちんと付け加えてください。
	いいですよね?口頭で話そうが、文字にしようが同じなんですから。
寺村課長	議事録という形で公表させていただきたいと思います。
中村委員	僕が最初に阿地さんにお願いしたのは、どなたがどういう形で、最初にメールであの意
	見を言って、それに対して、森林管理局側からの回答としてはこうなってますよ、というふう
	に、そういう表ができるはずだった。
	議事録しかできない?まあ、それでもいいです。(もう本当に腹立つぐらいに何も対応し
	てくれない森林管理局だなとよくわかったんですが、)
	しかも、来年度の予算がもう決まっていて、何で保護林委員会が、それに従ってやらなき
	やいけないかも、非常に私は疑問です。聞いたことがないです。そんな委員会は。最初から
	ストーリーありきで・・・。馬鹿にされてるのかなと正直思ってます。
	委員長がそうおっしゃられるならば、そういう形で対応するのは 1 つの方法かなと思いま
	す。
	確か、この委員会の議事は一応これでよろしいですねと、委員長が何回も聞きますよ
	ね?保護林の案について。
	ということは、この委員会としての結論は、ある程度取っているわけですよね?
	3月でもいいですから、それは取っていただきたいと思います。
吉田委員長	そうです。

	どのようにしたらいいのか、あまり経験がないんでわからないですが、委員会としての意
	見はダメだよっていうのもあるでしょうし、それを受けてどうこうするのは森林管理局でしょう
	から・・。
中村委員	さっきの話だと我々は諮問機関なので、諮問した結果は尊重してくれると信じています
	が、それに対して責任を持つのは森林管理局ということで、そこに違いが出るのは、もうや
	むを得ないので、その形でやっていくしかないと思いますね。
	ただ、こうやって意見がパラパラ出て、これでおしまいですよって、一体この委員会は何
	の結論を出したの?という状態だけは、やめていただきたいなと思います。
吉田委員長	今日は、この委員会としての意見は出せないということですので、先ほどお願いしました
	委員に見せることができる、具体的な資料、及び口頭で説明がありました、事前に各委員
	会からメール等で出された質問に対する答え、それと議事録は毎回作ってまして、委員に
	は確認が来てますので、見ることができますので、それを一般に公開するということは今ま
	でなかったので、そこはどうか分かりませんけれども、概要欄は公開していくということです
	ので、その3つについて確実に行っていただけるというところで、この案件につきましては、
	継続審議のような形で、次回に何らかの意見をまとめることにさせていただきたいと思うので
	すが。
	どっちに向いて言っているか分からなくなってきていますけど、委員の方たちに伺います
	が、そういう形で今日はこの案件については引き取らせていただきたいと思うんですがいか
	がでしょうか。
横山委員	次回への継続審議なのですか?
吉田委員長	次回への継続審議でよろしいですか?
	その前提としましては、先ほど言いましたようないろんな資料、質問に対する回答、そうい
	ったものも含めまして、なるべく早く委員に提供していただいて、意見を聞いていただきた
	いと思いますが、その辺は事務局として大丈夫でしょうか?
寺村課長	承知いたしました。準備いたします。
吉田委員長	それでは、長時間になりましたけれども、この議事の2については、継続審議ということ
	で本日は終わりとさせていただきたいと思います。
	いろいろなご意見ありがとうございます。

(3) その他 知床森林生態系保護地域における携帯基地局設置について		
吉田委員長	その他の資料 知床森林生態系保護地域における携帯基地設置につきまして、事務	
	局より説明をお願いします。	
穂積課長補佐	<資料3説明>	
吉田委員長	それでは、ただ今の前段の報告と、最後は意見も言えるのかなと思いますけれども、ご	
	質問等ありましたらお願いいたします。	
	昨年度の第1回、第2回に続いて情報提供ですけれども、特に質問等はございません	
	カゝ?	
	また、最後にはスクリーンに出てる部分の、本年度第2回以降の対応につきましても、	
	従前と同じかと思いますがこれでよろしいでしょうか?	
横山委員	一つだけ伺いたいのですが、知床岬灯台と文吉湾の間に、ケーブルを張るという7ペー	
	 ジの計画になっていますけれども、それを作った後の保守管理するためのメンテナンスに、	
	どのくらいの人員をかける計画なのか。	
	ここは森林生態系保護地域の中でも、その原生度が非常に高いと思うのですけれども、	
	 そこに対する人為を最小にする方法というようなものが、業者さん側で考慮されているのか	
	 どうかという辺りの説明をお願いしたいです。	
吉田委員長	事務局の方で答えられますか?	
寺村課長	知床岬につきましては、KDDI さんを代表としまして、4 通信事業者分の埋設をして設置	
	│ │ するということと聞いていて、まだ試掘調査をしている段階ということになっております。	
	メンテナンスとしましては、この地図の左下に文吉湾というところがございまして、ここに夏	
	時期ですと常に船を置けますので、ここについて随時確認をして行くこととして、調整を進	
	めてきているところでございます。	
	具体的に、どれぐらいの人がどれだけチェックをしにいくかという話はまだ調整できていな	
	いところでございますけれども、横山委員のご意見をもとにして、まだ決まってない段階でご	
	ざいますので、引き続き、そういう情報を KDDI から聞き取りつつ、随時、その情報は共有	
	していきたいと思っております。	
横山委員	分かりました。	
渋谷委員	今、想定されている計画ですと、多分、植生改変を伴うのはここだけで他はあまりないか	
	なと思うのですが、問題っていうほどではないと思うんですけど、多分ここを掘り返して更地	
	になる部分みたいのが出てくるのではないかと思うんですよね。	
	そうした場合、保護林から解除されていると、そこに関する情報を、我々保護林管理委	
	員会が得ることができなくなるわけですよね。	
	もしかしたら、変な外来植生が入っちゃうような可能性もあるわけで、事後アセスみたい	
	のは、局の方でフォローしていただければ、それでもいいのかもしれないですけど、ある程	
	度、工事の部分の植生が、明らかに変わってしまうとか、そういう好ましくない影響が出てく	
	るような場合は、ちゃんとチェックできる体制が必要だと思います。	
	その辺はどのような仕組みで、チェック?担保?できるでしょうか?	
寺村課長	渋谷先生から事前にご意見いただいた時も、外来種対策で、立ち入り等で外来種の小	
	さな種子が入ることもあるので、配慮があるようにという宿題を頂いておりまして、それもまと	
	めてこちらで随時検討して参りたいと思います。	
	保護林解除になるといいますのは、あくまでその敷地の所が保護林の設定のところの趣	
	旨に合わなくなるものですので、そこで貸付地の発生するところについては、解除の方向で	
	検討せざるを得ないかなと考えている一方で、この周りのところが引き続き保護林ということ	
	になってまいりますし、その保護林の中に立ち入って調査、メンテナンスするということにな	
	りますと、やはり随時、入林届を出していただいて、その都度、この土地を実際の管理して	
	おります網走南部森林管理署で、随時調整していくというかたちで対応したいと考えており	

	ます。
	より。 また、当然ながら貸付契約をすることになりますので、土地の管理につきましては、契約
	事項等で、国有林野管理規定すべてが引き続き適用されるということになりますので、それ
	に基づきまして、きちんと指導していくという形で対応していきたいと考えております。
	た
(公分安貝	
	イメージとしては、割と大きな施設が設置されるような場所は解除になるけど、それ以外のよこはなのまま促業状でなるはいることですね
土井	のところはそのまま保護林であるということですね。
寺村課長	正にご指摘の通りでございまして、こちらの絵にあります、赤いところですね。
	線の太さは、埋設の規模を四業者等で、今議論しているところですので、幅はまだお話
	できるような段階にきていないのですが、それに基づいてその面積のところを保護林解除
业业工具	検討していく・・・
渋谷委員	埋設部分も?
寺村課長	はい。
渋谷委員	そうなんだ、やっぱり。
寺村課長	幅につきましては、議論できるようなところまでできていない状況でございます。
	いずれにしてもここは世界遺産のA地区でございますので、保護林というのは自然遺産
	の担保措置となっている重要な制度と認識しておりますので、解除するところは本当に必
	要最低限として管理していきたいと考えております。
吉田委員長	渋谷委員、よろしいでしょうか?
渋谷委員	大丈夫そうな気がするということでいいですか?ちょっとよくわからなかったけど。
玉田委員	ここには、アメリカオニアザミかなり入ってますよね。で、地元の活動で抜いてますよね。
	多分、地元の活動の中でも行っているし、それに国有林も関わって抜く活動を行ってい
	くということですよね。
寺村課長	ありがとうございます。
	わたくしも8月にまいりまして、文吉湾のちょっと上の方ですね。アメリカオニアザミが相
	当入っていて、目に付く限りは抜いたりしておりますし、外来種対策はできる限りやって参
	ってきているという自覚はございます。
玉田委員	前も言いましたけど、多分ここはすごい岩礫地ですから、埋設はほどほどにして、無理な
	らば陸の上に這わすっていうことも含めて考えてください。
	工事の方が大変で、工事で植生を潰すことがないようにしてください。
寺村課長	はい、重々承知しております。
	現地を歩いたところ、このルートにつきましては、あの基本的にササ覆い地で、所々に高
	山植物が見えるような場所になっておりまして、住居跡になっている通り、割とこの海岸沿
	いは岩盤が比較的柔らかいかなというふうに理解しております。
	いずれにしても、試掘が今年もなかなか進んでいない状況でございまして、KDDIさんか
	ら岩盤等の試掘の硬さとデータをまだいただけてないんですけれども、それをいただいた上
	で適切に対処してまいりたいと考えております。
玉田委員	地上だけでなく、地下にも、あっちこっちに岩があると思います。工事を行った所で、掘
	れなかった場合は、上を這わすとか、そういうことになるのではないかなと思っています。
吉田委員長	他にございますか?
	ないようでしたら、本日、議題として取り上げられましたものは、2番目の継続審議となっ
	たものもありますけれども、一通り終了しました。議事の進行はここまでとしたいと思います
	が、今日充分にご発言いただけなかった委員の方で、まだ意見があるとか、また、終わった
	後に考えたらそういうことが疑問だと思い浮かんだということがありましたら、なるべく早い時
	点で事務局の方に連絡していただければと思います。
	それでは議事の進行にご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

1. 閉会	
阿地森林施業	吉田委員長、議事の円滑な進行ありがとうございました。
管理官	また、委員の皆様には建設的な御意見等いただき、感謝いたします。
	それでは、計画保全部長から閉会の挨拶をお願い致します。
近藤部長	長時間にわたり、ご議論どうもありがとうございました。
	厳しいご意見をたくさん頂いて、我々も改善すべき点は改善していきたいというふうに考
	えてございます。
	十勝岳の案件につきましても、この案件が前例にならないように、取り組みを進めていか
	ないといけないなと痛感したところでございますし、そういった形で進めていきたい、取り扱
	っていきたいという考えでございます。
	また、継続審議になりましたので、座長からもお話しがあったように、提供できる資料をも
	う一度取りまとめて皆さんにお示ししたいと思っておりますので、引き続き、よろしくお願い
	いたします。
	本日は長時間どうもありがとうございました。
阿地森林施業	以上をもちまして、令和5年度第1回北海道森林管理局保護林管理委員会を終了さ
管理官	せていただきます。
	本日は、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございました。